



東北・福島+埼玉=福の玉 が生まれ、ゆっくりふくらんでいきますように...

7月&8月号

福玉便り

ふく たま だ よ り

2020年7月10日発行

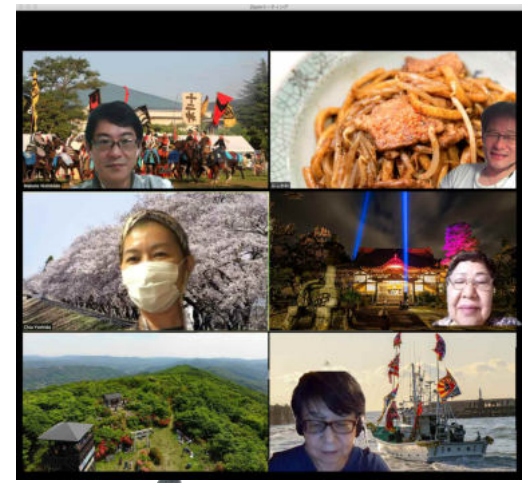
通巻 第85号

発行:『福玉便り』編集委員会 NPO法人埼玉広域避難者支援センター・(一社)埼玉県労働者福祉協議会
協力:生活協同組合コープみらい埼玉県本部
連絡先:NPO法人埼玉広域避難者支援センター 〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館1F TEL080-4331-0290



福玉オンライン交流会を開催します！

皆さん、いかがお過ごしでしょうか？
なかなか以前のような交流の機会を持ってない状況ですが、会えない今だからこそできることがないかということで、世の中でブームの「オンライン交流会」なるものに福玉もチャレンジすることにしました。
福島県など他県に居られる方もご自宅から参加することができるので、考えてみれば私たち向きのツールなのかも！
初めてなので、編集部もドキドキですが、(画面上でも)元気な顔が見れると思えばワクワクします。
ぜひお気軽にご参加ください。



日時：2020年7月25日（土）14:00～16:00ごろ（入退室自由）
会場：オンライン会議（Zoomの予定）

Zoom（ズーム）とは：PCやタブレット、スマホだけでテレビ会議ができるアプリです。初めてお使いの方は事前に必要なアプリをダウンロードしておいていただくと便利です。はじめてZoomを使う方のための事前説明等を当日13時より行いますので、ご安心ください。

▽参加方法▽

1. 相談センターに電話で以下のことをお伝えください。
①名前 ②電話番号 ③メールアドレス
2. 後ほどこちらから ZoomのURLをご連絡します。

【バーチャル背景でリモートワーク、旅の気分を楽しもう！】というサイトにはリモートの背景画像として使える全国の風景が掲載されています。浪江町の背景もあります。

<https://local.ponycanyon.co.jp/virtual-background/index.html>

福玉相談センター：電話 0120-60-7722（フリーダイヤル）
メール：fukutama_soudan@yahoo.co.jp 相談日：月～金（9:00～17:00）



まずは、お気軽にお電話ください相談員が丁寧にお話をうかがいます
月～金曜日 9時～17時 *祝祭日はお休みです。
*フリーダイヤルですので通話料の心配がありません。

一斉登校が再開されましたが、お子さんやお孫さんたちの様子に気になることはありませんか？
外出を控える生活が続きますが、体の調子はいかがですか？
福祉サービスを利用したいけど、どうしたらよいかわからないと悩んでおられませんか？
福玉相談センターでは、教員、看護師、社会福祉士等の経験を持った相談員が電話をお待ちしています。

自筆証書遺言書の保管制度が始まりました

遺言書には、大きく分けて、自筆証書遺言書と公正証書遺言書の2種類があります。それぞれメリット、デメリットがありますが、2020年7月10日から法務局において自筆証書遺言書を保管する制度が始まります。これにより自筆証書遺言書のデメリットが軽減されています。そこで今回は、新たに制定された自筆証書遺言書の保管制度について、その概要をご紹介します。

1. 自筆証書遺言書のメリットとデメリット

自筆証書遺言書のメリットは何と言っても費用がかからない点にあります。公正証書遺言書では、財産額によって費用が異なりますが、5万円から10万円程度(財産が多額だともっとかかります)必要なのに対し、自筆証書遺言書は費用はかかりません。ただ、遺言書が形式的及び内容的に不備であれば遺言としての効力がなくなってしまいますし、遺言書が見つからない危険性もあります。こういったデメリットの軽減を図ったのが新設された自筆証書遺言書の保管制度となっています。

2. 自筆証書遺言書の保管制度の概要

公正証書遺言書は公証役場で保管するのに対し、今回新設される自筆証書遺言書の保管制度は、法務局に保管していただくことが可能となりました(もちろん、今まで通りご自身で保管しても構いません)。遺言者ご本人が法務局に出向いて自筆

証書遺言書を渡し、保管を依頼します。保管手数料は3900円です。これにより遺言書が紛失してしまうデメリットが軽減されます。なお、自筆証書遺言書の保管制度は、令和2年7月10日より開始されます。

さらに、今回の自筆証書遺言書の保管制度の大きな目玉の一つは、検認手続きが不要となることです。現行制度では、自筆証書遺言書が見つかった場合、勝手に開封してはなりません。家庭裁判所で検認手続きが必要になります。検認手続きが行われないと相続手続きを進めることが出来ません。ただ、法務局で保管された自筆証書遺言書の場合は検認手続きが不要となり、相続手続きをスムーズに進めることが可能となります。

3. 法務局でのチェック

ただ、ここで注意しなければならないのは、法務局が自筆証書遺言書を受け取る際のチェックは、外見的な形式審査だけです。本文が全て手書きされているか、日付が入っているか、署名・押印されているか、といった形式的審査だけで、内容には踏み込みません。従って、自筆証書遺言を作成する際には、是非専門家に相談し、せっかく書いた遺言書が無効とならないようにして下さい。なお、現行制度の検認手続きでも、遺言書の内容が法的に有効かどうかまでは踏み込みませんのでご注意ください。

震災支援ネットワーク埼玉 中川博之(司法書士)

NPO法人ハンズオン埼玉/
翔んでさいたまマスクプロジェクト・西川

「福玉便りにチラシがはいっていて、これですと何かおかえしですが、ほっとしました。こんな形で少しでも誰かの役にたてるのはとてもうれしいです。窓口がなければできないことです。よびかけてくださってありがとうございます。」とおっしゃってくださいました。こちらこそ、ありがとうございます。



東松山市にお住まいのYさんが送ってくださったマスク。Yさんは、南相馬市から東松山市に避難されています。「何か少しでもお役にたてたら」と。ありがとうございます。



「いつか、なにかに役にたつときがないかとずーっと持っていたんですが、なかなか機会がなくて」とのこと。そして「今回、ガーゼを買おうにも売り切れで、そうだと思いだして、つかわせてもらいました。布じたいは新品ですし、どなたか使っていただけたらと思います。こんなのもいいかなと迷ったんですがおくらせていただきました」とのことでした。

「福玉便りにチラシがはいっていて、これですと何かおかえしですが、ほっとしました。こんな形で少しでも誰かの役にたてるのはとてもうれしいです。窓口がなければできないことです。よびかけてくださってありがとうございます。」とおっしゃってくださいました。こちらこそ、ありがとうございます。



たくさんのマスクをいただいています。ありがとうございます。前号で、手作りマスクの寄付をお願いいたしました。たくさんマスクを送ってくださっています。本当にありがとうございます。埼玉県内のフードパントリー(生活が苦しい方などへの食料品の配布活動)の場にて配布させていただいています。

「未除染でも解除」の報道を受けて

6月3日、朝日新聞にて、「福島原発の避難指示、未除染でも解除へ 国の責務に例外」という報道がありました。この報道については、「これまでは除染が進んだ地域が解除の対象だったのに、「コロナ禍の火事場泥棒のようだ」という声もありました。

東京電力福島第一原発周辺の避難指示区域を解除する際の基準として、国は「空間線量が年間20ミリシーベルト以下となること」「電気、ガス、上下水道などのインフラ、医療介護、郵便など生活関連サービスが概ね復旧すること、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること」「県

いました。

市町村、住民との十分な協議」としています。皆さんもご存知の通り、2017年3月には富岡町、浪江町、飯館村などの避難指示区域のうち、「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」がいつきに解除され、全体の3分の1にまで区域は狭められています。その際に各地で開催された住民向けの説明会でも、国が除染をして放射線量を下げることが説明されてきているのです。加害側にある国が、原発事故当時の状態に戻す努力をすることは、被害側である住民にとつては当然のことであり、それでもなお「除染が不十分だ」「まだ時期尚早だ」といった意見が住民からあがって

その後、帰還困難区域の避難指示解除もすすめられてきました。6町村(飯館村、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村)の帰還困難区域内に除染を優先的に進める「特定復興再生拠点区(復興拠点)」を設定し、拠点には住民が居住できるようにする、というものです。しかし、その拠点以外をどうするか、という明確な方針は示されていませんでした。

今回の報道は、その拠点外の扱いの話になります。飯館村は、「復興拠点内外の解除時期のずれが、地区の分断を生む」として、除染なしでいいから解除してほしいという「地元の要望」を国に提出。放射線量が年間20ミリシーベルト以下にな

ったので、除染をしなくても避難指示を全面解除してほしい、というものでした。

これまでの事故処理に関わる政策において、「地元の要望」という言葉が何度か登場しています。「筋が通らない」「国が案を思われることすら、「地元の要望」という言葉があれば、まかり通ってしまうのです。例えば、除染で出た汚染土の再利用でも、「地元の要望」として、今年5月、食物の試験栽培を開始しています。この実証事業で国がいう「安全性」が確認できれば、これまで「公共工事」「農地造成」に再利用する方針だったものが、食用作物の栽培土にも広がるわけです。まるで「地元の要望」だからやるんです、という隠れ蓑のよ

うです。放射線物質対処特措法では、除染は「国の責務」とされ、その説明され続けてきています。飯館村以外の5町村の首長らは、当然「未除染で解除は認められない」と反論しています。印籠のように使われている「地元の要望」という言葉を、もちろん嘘だとは思いませんが、しかし、ごく一部の可能性もあります。そして、「地元の要望」さえあれば、なんでも通る一方で、「避難者の要望」はほとんど受け入れられたためしがないことも気になっています。

コロナ禍でなかなか皆さんにお会いすることが叶いませんが、どんな風に思っているのかな……と、思いを馳せています。(編集部・吉田)



写真は全て、2020年3月10日、富岡町で帰還困難区域の一部の避難指示が先行解除された朝の様子。町内の帰還困難区域の避難指示解除は初めてだった

32 玉兔の会

7/4(土)10:30~12:00、8月は休み
With Youさいたま和室
☎090-6128-1948 (小林さん)
https://gyukutonokai.wixsite.com/2018

33 つながり

毛呂山町 ☎ 090-9032-8116 河井さん

1日(土)	
2日(日)	
3日(月)	
4日(火)	
5日(水)	
6日(木)	
7日(金)	
8日(土)	
9日(日)	
10日(月)	
11日(火)	
12日(水)	
13日(木)	
14日(金)	
15日(土)	
16日(日)	
17日(月)	
18日(火)	
19日(水)	
20日(木)	
21日(金)	
22日(土)	
23日(日)	
24日(月)	
25日(火)	
26日(水)	
27日(木)	
28日(金)	
29日(土)	
30日(日)	
31日(月)	

前号の本ページにて、各団体の皆様からのメッセージを掲載しました。今号にも2団体のスタッフ・参加者の方々から新たなメッセージをいただきましたので、掲載いたします。読者の皆様からもぜひメッセージをお寄せください。

10 くまがや結の会 熊谷市

7月下旬(日時、場所は調整中)
090-7661-9236(林崎さん)

11 羽生つながりカフェ

☎ 080-5532-7380(薄井さん)

12 お茶っこふるさと会

久喜市 ☎ 090-6855-7140(木幡さん)

14 春日部つながりカフェ

7/1(水)、8月は休み
13:30~16:00 コーププラザ春日部(司法書士参加)
☎090-8879-0213(SSN・愛甲)

15 ひだまり広場

7/19(日)、8月は休み
13:00~16:30ほっと越谷
参加費無料
☎080-5006-3310(河原崎さん)

16 あゆみの会

越谷市 ☎ 090-9425-2001(石上さん)

18 ひまわりの会

☎ 080-5431-0123(島田さん・留守電)

19 さいがい・つながりカフェ

月2回木曜日11:00~15:00
7/9(木)、7/23(木)、8/27(木)
11:00~15:00 With Youさいたま4F和室(当分の間、飲食なし。時間内の出入りは自由です)
☎048-601-3111, tunagari.saitama@gmail.com

24 新座さいがい・つながりカフェ

新座市 ☎ 090-2402-9155(谷森さん)

25 青空あおぞら

7/26(日)、8/23(日)
13:30~16:00
新所沢公民館(司法書士参加)
所沢市 ☎090-8879-0213(SSN・愛甲)

27 おあがんんしよ

7/19(日) お茶会
13:00~16:00
アトリエ・ハンドラヴェット
☎ 090-5345-8408(松館さん)

28 ここカフェ@川越

ZOOM交流会なども視野にいれて検討中
☎070-5080-4494(鈴木さん)

29 鳩のつどい

月2回 10:00~12:00
JAXA鳩山宿舎108号室
☎ 049-296-1241(鳩山町健康福祉課)

1 双葉町民によるボランティアカフェ

小暑を過ぎ、夏本番を迎えました。毎日の水分補給はばっちりでしょうか?スタッフ一同は、はやく皆さんの笑顔にお会いしたいです。

ボランティアカフェ再開情報は、双葉町のタブレットや、町民同士のロコミ@電話などでお知らせしますので、家にも色々な方法でコミュニケーションを楽しくとっていきましょう♪(スタッフ一同)

3 双葉町老人クラブ女性会 & さいがいつながりカフェ

7月は中止、8月は未定
☎080-5532-7380(薄井さん)

4 加須ふれあいセンター

加須市正能11-5 ☎090-1650-2874(富沢さん)

5 すくすくのあそび広場

すくすくのあそびひろば 7/19(日) 北川辺ライスパーク 8月は休み
小中高生勉強会 7/2(木)から再開、毎木曜17~19時 市民プラザがぞ
ミラコバトあそびひろば 7月は中止
上尾シラコバト団地会場 090-2411-8598(戸恒さん)

6 オバトン

交流会(食事付)
7/14(火)、7/23(木)、8/27(木)
午前の部10:30~12:30、午後の部12:30~14:30
※人数制限により2部制で開催。事前にご連絡ください。
キャスルスさい(騎西文化・学習センター)
090-6526-8560(藤井さん)

8 東日本大震災に咲く会 ひまわり

皆さま、お変わりございませんか?自粛生活で何の活動もできず、この機会に積んでいた本を読み、道端の花の名を覚え、机に置いて花の香りを楽しんでいます。私の日課として早起き、雨の日以外は早足で公園へ行き、ストレッチとラジオ体操で身体を動かしています。公園には40人ほど集まります。

エノキ、カシ、ブナの木など多い林の中は、春の若葉から夏の色に変わり、朝の空気が澄み渡り、心まですすがしくなります。元気なパワーを貰いに、また明日も8000歩数を継続したいです。(小島さん)

新型コロナウイルス感染予防のため交流会の開催が流動的になっていましたが、7月から幾つかの交流会が再開します。6月28日時点で予定している交流会情報をお知らせします。各交流会に参加される方は、体温測定およびマスク着用の上でご参加ください。また、参加中は消毒や換気にご協力ください。詳しくは、各交流会の連絡先にお問い合わせください。

1日(水)	14	
2日(木)		
3日(金)		
4日(土)	32	
5日(日)		
6日(月)		
7日(火)		
8日(水)		
9日(木)	19	
10日(金)		
11日(土)		
12日(日)		
13日(月)		
14日(火)		
15日(水)		
16日(木)		
17日(金)		
18日(土)		
19日(日)		15 27 5
20日(月)		
21日(火)		
22日(水)		
23日(木)		
24日(金)		
25日(土)		
26日(日)		
27日(月)		
28日(火)		
29日(水)		
30日(木)		
31日(金)		

福島原発事故責任追及訴訟 第30回期日

傍聴希望の方はマスク着用のうえ、13:30までにさいたま地裁B棟前にお越し下さい。ぜひ一度傍聴にお越し下さい。
7/8(水) 14:00開廷、さいたま地裁101号法廷
http://fukusaishien.com/
048-960-0591(みさと法律事務所)